

商品概要説明書

平成28年2月1日 現在

1. 商品名	リフォームプラン (一社)しんきん保証基金保証付									
2. ご利用いただける方 および借入資格	<p>以下の条件にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている個人および個人事業主の方 ・満20歳以上で(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方 ・安定継続した収入がある方 <p>リピートプランの場合は上記の他以下の条件にあてはまる方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込日時点または融資実行時点において、次の対象ローンが条件を満たす方 <table border="1" data-bbox="416 456 1490 797"> <thead> <tr> <th>対象ローン</th> <th>対象ローンの条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての基金保証付個人ローン</td> <td rowspan="3">ご利用状況が次のいずれかに該当する場合 A.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 B.完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>全ての基金保証付住宅ローン</td> </tr> <tr> <td>基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン</td> </tr> <tr> <td>基金保証付カードローン</td> <td rowspan="2">次のいずれかに該当する場合 A.契約中 B.新規契約する (本件の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)</td> </tr> <tr> <td>基金保証付カードローン(セットプラン)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・リピートプランは通常のリフォームプランよりも低い金利でお得となっています。</p>	対象ローン	対象ローンの条件	全ての基金保証付個人ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当する場合 A.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 B.完済して3年以内	全ての基金保証付住宅ローン	基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン	基金保証付カードローン	次のいずれかに該当する場合 A.契約中 B.新規契約する (本件の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)	基金保証付カードローン(セットプラン)
対象ローン	対象ローンの条件									
全ての基金保証付個人ローン	ご利用状況が次のいずれかに該当する場合 A.貸付実行日から6ヶ月以上経過し、かつ直近の約定返済が行われている。 B.完済して3年以内									
全ての基金保証付住宅ローン										
基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン										
基金保証付カードローン	次のいずれかに該当する場合 A.契約中 B.新規契約する (本件の貸付実行日以前(同日を含む)に契約する)									
基金保証付カードローン(セットプラン)										
3. お使いみち	<p>申込の方が居住(居住予定を含む)し申込の方もしくはそのご家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が所有している自宅、またはそのご家族が居住(居住予定を含む)し申込の方が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用。</p> <p>申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可能です。</p> <p>リフォーム資金(無担保)の借換資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。</p> <p>住宅ローン借換資金(上記 または と併せてのお申し込みに限ります)。</p> <p>リフォーム資金と付随して必要となるインテリアや家電等購入資金。 (100万円以内で、リフォーム資金と併せてのお申し込みに限ります)</p> <p><申込時点における対象となる物件の条件></p> <p>申込の方またはそのご家族の持家で、抵当権・差押等の各種(仮)登記がないもの</p> <p>次のものは各種(仮)登記から除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当金庫貸付(事業資金、住宅ローン(代理貸付を含む)等)にかかる抵当権および根抵当権 ・他行住宅ローンにかかる抵当権 <p>申込人またはその親族の方が所有する空き家の解体にかかる次の資金(事業専用建物は除く)</p> <p>空き家解体費用およびそれに伴う諸費用。</p> <p>申込日時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可能です。</p> <p>上記 をお使いみちとして借り入れた資金の借換資金。</p>									
4. ご融資金額	<p>1万円以上1,000万円以内 (1万円単位)</p> <p>ただし、空き家解体にかかる費用等(お使いみち または)の場合は、500万円以内です。</p>									
5. ご融資方法	証書貸付となります。									
6. ご融資期間	3ヶ月以上15年以内 (1ヶ月単位で15年目の応答日の属する月の月末までとします)									
7. ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます。(固定金利)									
8. ご返済方法	<p>毎月元金均等返済または元利均等返済</p> <p>ボーナス等による半年ごとの増額返済(融資額の50%以内)もご利用いただけます。</p> <p>6ヶ月以内の元金据置も可能です。</p> <p>ただし、お利息のみ毎月お支払いいただきます。</p>									

9. 保証人	(一社)しんきん保証基金をご利用いただきますので、原則として保証人は必要ありません。
10. 担保	不要です。
11. 手数料・保証料等	一部、全部繰上返済の場合を含め、手数料は不要です。 保証料は融資利息に含まれており、別途お支払いいただく必要はありません。
12. 金利情報について	窓口へお問合せください。
13. 申込時にご用意 いただくもの	次の書類をご提出いただきます。 所定の申込書類一式 上記申込書に添付していただく主な書類 ア. 本人確認書類(写):原則、有効期間内の運転免許証(表裏) ただし、運転免許証を徴求できない場合は、個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード(表裏)、運転経歴証明書(表裏)のいずれか 申込人が日本国籍以外の方は、有効期間内の在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書・住民票(在留資格の記載があるもの)により永住者または特別永住者であることを確認させていただきます。 イ. 所得を証明する書類:公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書の写し等 ウ. 資金使途確認書類: ・見積書、注文書、請求書、工事請負契約書等のいずれか 支払済資金の場合は、領収書、通帳等 ・対象となる建物の全部事項証明書(申込日時点で3か月以内のもの) ・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳
14. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0597-23-2341)にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
15. その他参考事項	お申込に際しましては、事前に審査させていただきますので、結果によってはご希望に添えない場合もございますので、予めご了承ください。 次のいずれかに該当するものは、リフォームプランの対象外となります。 ・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業 ・支払先が、申込人の配偶者、親、子 お借入金は、工事契約先等へ振込させていただきます。 詳細、現在のご融資利率、ご返済額の試算および不明な点は、窓口または渉外担当者までご照会ください。 [リフォームの例] 太陽光発電装置設置、システムキッチン設置、子供部屋増築、浴室ユニット取替、給湯ユニット取替、冷暖房システム導入、浄化槽設置、畳交換、高齢者用設備設置、車庫設置、外壁塗装等